

宇宙基本計画の概要

令和2年7月14日
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

- 安全保障における宇宙空間の重要性や経済社会の宇宙システムへの依存度の高まり、リスクの深刻化、諸外国や民間の宇宙活動の活発化、宇宙活動の広がり、科学技術の急速な進化など、昨今の宇宙を巡る環境変化を踏まえ、宇宙基本計画を改訂。令和2年6月30日閣議決定。
- 多様な国益に貢献するため、戦略的に同盟国等とも連携しつつ、宇宙活動の自立性を支える産業・科学技術基盤を強化し、宇宙利用を拡大することで、基盤強化と利用拡大の好循環を実現する、**自立した宇宙利用大国**となることを目指す。
- この実現に向けて、官民の連携を図りつつ、予算を含む必要な資源を十分に確保し、これを効果的かつ効率的に活用して、政府を挙げて宇宙政策を強化していく。

基本的なスタンス

(1) 出口主導

- ✓ 出口戦略の明確化を徹底
- ✓ タイムリーな技術実証の実施など戦略的な対応

(2) 民間活力の活用

- ✓ 投資の予見性確保
- ✓ 民間が担える部分は可能な限り民間から調達

(3) 資源の効果的活用

- ✓ 安全保障や探査のための先端技術を産業等へ有効活用。
- ✓ 非宇宙分野との人材交流、資金の流れを活発化

(4) 同盟国・友好国等との戦略的連携

- ✓ 同盟国・友好国等との連携の下、国際的なルール作りや国際協力等を推進
- ✓ 我が国の強みを活かしながら、同盟国等と戦略的に連携

宇宙政策の目標と具体的アプローチ

(1) 多様な国益への貢献

① 宇宙安全保障の確保

- i 準天頂衛星システム
7機体制の確立と後継機の開発着手。
- ii Xバンド防衛衛星通信網
2022年度までに3号機の打上げ。
- iii 情報収集衛星
10機体制確立へ機数増を着実に実施。
- iv 即応型小型衛星システム
即応型の小型衛星等について、ニーズや運用構想等を検討。
- v 商用衛星等の利活用
商用衛星等の利用による冗長性の確保。
- vi 早期警戒機能等
小型衛星コンステレーションについて米国との連携を踏まえながら検討。
- vii 海洋状況把握
海洋状況把握への宇宙技術の活用を推進。
- viii 宇宙状況把握
宇宙状況把握システムの運用開始。
- ix 宇宙システム全体の機能保証強化
- x 同盟国・友好国等と戦略的に連携した国際的なルール作り

② 災害対策・国土強靭化や地球規模課題の解決への貢献

- i 気象衛星
2022年度をめぐりに「ひまわり9号」運用を開始。
- ii 温室効果ガス観測技術衛星
2023年度に3号機の打上げを目指す。
- iii 地球観測衛星・センサ
先進光学・レーダ衛星の打上げ。基幹的衛星技術の継続的な高度化、情報基盤(DIAS)の強化。
- iv 準天頂衛星システム
衛星安否確認サービスについて、2021年度を目標に20都道府県程度に普及。
- v 情報収集衛星
被災状況の早期把握等のため、画像データを利活用。
- vi 災害対策・国土強靭化への衛星データの活用
2022年度までに、被災状況の迅速な把握等のためのシステム開発、社会実装。
- vii 資源探査センサ
「HISUI」の定常運用を早期に開始。

③ 宇宙科学・探査による新たな知の創造

- i 宇宙科学・探査
 - ・「はやぶさ」等の世界的に高い評価を受ける技術等をベースにしつつ、ボトムアップで推進。海外ミッションにも参加。
 - ・世界に先駆けて獲得すべき共通技術及び革新的技術の研究開発等を推進。
- ii 国際宇宙探査への参画
 - ・米国提案の国際宇宙探査(アルテミス計画)への参画機会を活用し、日本人宇宙飛行士の活躍の機会を確保する等、宇宙先進国としてのプレゼンスを十分に発揮しつつ、政府を挙げて、意義ある取組を推進。
 - ・我が国が強みを有する有人滞在技術、補給、月面での移動等で参画。さらに、測位、通信、リモートセンシング、多点探査、三次元探査、サンプルリターン、天体観測等も検討。
- iii 国際宇宙ステーション(ISS)を含む地球低軌道活動
 - ・国際宇宙探査活動で必要となる技術の実証の場としてISSを最大限活用。
 - ・将来の地球低軌道活動等に向けた取組へとシームレスかつ効率的につなげる。

④ 宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現

- i 衛星データの利活用拡大
衛星データ利用の原則化、準天頂衛星を活用したG空間プロジェクトの推進。
- ii 政府衛星データのオープン&フリー化
- iii 政府衛星データプラットフォーム
民間活力を最大限活用し「Tellus」の機能向上。
- iv 民間事業者への宇宙状況把握サービス提供のためのシステム構築
- v 国のプロジェクトにおけるベンチャー企業等からの民間調達の拡大
民間でできるものは民間から調達することを基本とし、ベンチャー企業等民間からの調達拡大。
- vi JAXAの事業創出・オープンイノベーションに関する取組強化
- vii 異業種企業等の宇宙産業への参入促進
- viii 制度環境整備
サブオービタル飛行、宇宙資源開発、軌道上サービスなどに必要な制度環境整備。
- ix 射場・スペースポート
- x 海外市場開拓
- xi 月探査活動への民間企業等の参画促進
- xii 地球低軌道活動における経済活動等の促進

(2) 産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化

- i 基幹ロケットの開発・運用
基幹ロケットの継続的な開発・高度化等の推進。政府衛星の打上げに優先使用。
- ii 将来の宇宙輸送システムの研究開発
抜本的な低コスト化等を目指した革新的な将来宇宙輸送システム技術の研究開発の推進。
- iii 衛星開発・実証を戦略的に推進する枠組み(衛星開発・実証プラットフォーム)の構築
将来のユーザーニーズを先取りした衛星開発・実証を推進。

- iv 衛星関連の革新的基盤技術開発
iiiの枠組みの下、量子暗号通信、宇宙光通信、フレキシブル化、衛星コンステレーション、テラヘルツ波に係る基盤技術等の開発・実証。
- v 有人宇宙活動の在り方の検討
- vi スペースデブリ対策
デブリ除去やデブリ化抑制等のための技術開発。国際的なルール作りを主導。

- vii 宇宙太陽光発電の研究開発
- viii 宇宙環境のモニタリング(宇宙天気)
- ix 宇宙活動を支える人材基盤の強化
- x 宇宙分野の知財活動のための環境整備
- xi 宇宙産業のサプライチェーンの強化
- xii 国際的なルール作りの推進
- xiii 国際宇宙協力の強化
- xiv 調査分析・戦略立案機能の強化
- xv 国民理解の増進

宇宙基本計画の抜粋（サブオービタル関係）

4. 宇宙政策に関する具体的アプローチ

（4）宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現

viii. 制度環境整備

今後成長が期待される新たな宇宙ビジネスに必要な制度環境整備を加速する。小型衛星の空中発射や宇宙旅行等への活用が検討されているサブオービタル飛行については、官民協議会を中心に、2020年代前半の事業化を目指す国内外の民間事業者における取組状況や国際動向を踏まえつつ、将来のビジネス展開に資する環境整備の検討を加速する。また、民間事業者による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発や軌道上での活動、宇宙交通管理（STM）をめぐる国際的な議論の動向等を踏まえ、関係府省による検討体制を早期に構築し、必要な制度整備を検討し、必要な措置を講ずる。また、現行制度についても、宇宙産業基盤強化に資するよう適切な運用を図る。
（内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等）

ix. 射場・スペースポート

民間事業者や自治体による将来の打上げ需要の拡大を見据えた射場整備やサブオービタル飛行等の新たな輸送ビジネスの実現に向けたスペースポート整備については、宇宙システムの機能保証や地方創生、民間小型ロケット事業者の育成の観点も含めて、必要な対応を検討し、必要な措置を講ずる。
（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省等）

宇宙基本計画工程表の抜粋

(4) 宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現

年度	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度以 降
16 制度環境整備等	サブオービタル飛行に関する環境整備 [内閣府、国土交通省等]					必要な見直し					
	宇宙空間の資源探査・開発や軌道上での活動、宇宙交通管理(STM)に関する検討体制構築、必要な制度整備の実施 [内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等]										
	(参考)宇宙状況把握に関する検討・取組 [内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、防衛省等]										
	宇宙活動法及び衛星リモセン法等の現行制度の適切な運用と必要な見直し [内閣府等]										
	民間射場・スペースポート整備に関する必要な措置の検討と実施 [内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省等]										

宇宙基本計画工程表の抜粋

1 6. 制度環境整備等

今後の主な取組

- 小型衛星の空中発射や宇宙旅行等への活用が検討されているサブオービタル飛行に関して、官民協議会を中心に、2020年代前半の事業化を目指す国内外の民間事業者における取組状況や国際動向を踏まえつつ、将来のビジネス展開に資する環境整備の検討を加速する。
- 民間事業者による月面を含めた宇宙空間の資源探査・開発や軌道上での活動、宇宙交通管理（STM）をめぐる国際的な議論の動向等を踏まえ、関係府省による検討体制を早期に構築し制度整備を検討する。
- 宇宙活動法及び衛星リモセン法の迅速かつ透明性の高い運用を行うとともに、法施行後5年を経過した段階で、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- 民間事業者や自治体による将来の打上げ需要の拡大を見据えた射場整備やサブオービタル飛行等の新たな輸送ビジネスの実現に向けたスペースポート整備については、宇宙システムの機能保証や地域創生、民間小型ロケット事業者の育成の観点も含めて、必要な対応を検討し、必要な措置を講じる。